

# 庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成26年10月28日開催）

付議事案名： 国立市新型インフルエンザ対策行動計画の策定について

提案課 健康福祉部健康増進課

## 議事要旨公開・時限非公開の別

決裁後公開します ( ) をチェックした場合、その理由  
 ( ) 後公開します

### 1. 付議事案の概要

（付議目的）

「国立市新型インフルエンザ対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する市の区域を対象とし、国や都の行動計画を上位計画として定めるもので、全庁的な対応を必要とする計画であり、庁内の合意形成を図ることを目的として付議する。

（経過及び現状）

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、国は、平成25年6月に政府行動計画を策定し、東京都は平成25年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。これに伴い、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、これまでの市の新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに国立市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する。

（具体的な措置）

特措法第8条の規定により、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や都行動計画との整合性を確保しつつ、これまでの市の新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに国立市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する。

### 2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。

### 3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑等】

- ・今後想定されるインフルエンザはあるか  
想定されているものはない。
- ・新規策定でなく、既存の行動計画ではだめなのか  
法に基づいたものを新たに策定する必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生段階6区分の判断はどこがするのか  
都道府県単位で判断することになる。
- ・鳥インフルエンザの時は、薬剤をどこが支給したのか  
消毒薬等は、東京都が支給している。また、タミフルについても、東京都において、人口の60%を備蓄している。